

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十号

令和三年

十月二十五日

月 曜 日

目次

選挙管理委員会

○山梨県選挙管理委員会告示第二十五号の布告公告……………一

選挙管理委員会

●山梨県選挙管理委員会告示第二十五号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和三年十月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三項の規定により、令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和三年十月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙時登録の基準日 令和三年十月十八日(ただし、年齢については同年十月三

十一日)

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番